

平成 22 年度 岐阜県

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

岐阜県青少年対策本部

実施期間 平成 22 年 7 月 1 日（木）～7 月 31 日（土）

趣 旨

県内の非行少年の検挙・補導人数は、数年来続いた高い水準から減少傾向にあるものの、平成 21 年中の成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員中に占める少年の割合は 32.8%と、依然として憂慮される状況にある。

また、インターネット等における青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害な情報の氾濫や、出会い系サイトなどを通じた児童買春等の被害にあう青少年の増加も懸念されている。

このような中で、青少年の非行や被害防止・保護を地域社会の責務としてとらえ、関係機関・団体等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域一体となった取り組みを進めることが必要である。

県では、期間中に各種事業を集中的に実施することにより、関係機関や団体、地域住民等による青少年の非行・被害に対する共通の理解と認識を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、その気運を高めていくことで青少年の非行・被害防止と保護の徹底を図る。

スローガン

「なくそう非行 地域で育む青少年」

「青少年 地域で守ろう 育てよう」

主 管

岐阜県青少年対策本部（岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察）

協 力

市町村、青少年育成市町村民会議、(社)岐阜県青少年育成県民会議、日本たばこ産業(株)、岐阜県たばこ販売協同組合連合会、社会を明るくする運動岐阜県実施委員会、岐阜県若者サポートステーション、ライオンズクラブ国際協会 334-B 地区第 1 リジョン・第 2 リジョン、岐阜県青年のつどい協議会

1 広報啓発活動

(1) 街頭啓発活動

「青少年によるケータイ・インターネットの安全・安心利用」を啓発するリーフレット及び「家庭の日」啓発図画優秀作品を掲載したうちわを作成し、青少年育成関係者、ライオンズクラブ、高校生等の協力を得て配布する。また、各地域で、県、市町村、地域の関係団体等が一体となって活動することにより、「青少年 地域で守ろう 育てよう」を実践する。

- ①実施機関 岐阜県青少年対策本部、市町村
- ②実施期日 7月中
- ③実施場所 主要駅又は目抜き通り等
- ④実施方法

ア) 岐阜県青少年対策本部は、7月9日(金)に岐阜市内において実施

イ) 市町村は、社会を明るくする運動各地区実施委員会及び青少年育成市町村民会議等の協力を得て、それぞれの市町村において実施

(2) その他の広報啓発活動

すべての県民が、青少年の非行・被害防止に対する理解を深め、日常的に取り組む機運の醸成を図るため、関係機関・団体の積極的な参加協力を得て実施する。

- ①新聞、テレビ、ラジオ等報道機関への協力要請
- ②県、関係機関・団体等の発行する広報紙(誌)による広報
- ③県庁舎内放送の活用
- ④デパート、ショッピングセンター、ホームセンター等への店内放送依頼

2 インターネット利用に関する調査・啓発活動

(1) マンガ喫茶・インターネットカフェにおけるフィルタリングソフト導入の促進

マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査においてフィルタリングソフトの導入状況を確認し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害な情報への整備が進んでいない店舗に対しては積極的なフィルタリングソフト導入を依頼する。

(2) 「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」と連携した啓発活動の推進

学識経験者、青少年育成関係団体、保護者団体、携帯電話事業者及び行政機関等で組織された「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」の活動の周知を図り、「ケータイ安全・安心利用研修会」の講師派遣を推進する。

(3) ケータイ安全・安心利用に関するリーフレットの作成・配布

以下の内容を重点とする啓発リーフレットを作成し、街頭啓発活動等を通じて県民に配布する。

- ①いわゆる「青少年インターネット環境整備法」の周知
- ②青少年がケータイを安全に安心して利用できるようにするために保護者にとって必要な情報の提供
- ③「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」の周知

3 青少年を健全に育む社会環境の整備

強調月間中、以下を重点として立入調査活動を強化することにより、青少年を健全に育む社会環境の整備を図る。

- ・図書類取扱業者に対しては有害図書類の区分陳列の徹底を指導
- ・マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査においてフィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗に対しては積極的な導入を依頼【再掲】
- ・深夜入場制限施設（カラオケ等）に対しては夜間の立入調査を実施し、年齢確認の徹底を指導
- ・自動販売機業者に対しては条例遵守を指導

4 補導・相談活動

(1) 青少年SOSセンターにおける相談活動の啓発

いじめや学校・親子関係などで青少年が一人で悩み苦しむことのないよう、相談窓口である「青少年SOSセンター」の周知徹底を図る。

(2) 平成22年度第1回岐阜県青少年相談機関研修会の開催

青少年相談機能の充実を図るため、青少年SOSセンター、少年(補導)センターをはじめ、県内の青少年相談窓口の相談員等を対象とした研修会を開催する。

(3) 地域社会が一体となった補導・相談活動の推進

警察や各少年(補導)センターは、学校、関係機関、地域住民、安全安心まちづくりボランティア等と連携して、青少年への「声かけ運動」や「たまり場」の確認等を実施し、地域安全活動及び非行・被害防止活動を促進する。

5 その他

(1) 薬物乱用対策の推進

薬物乱用防止を一層推進するための「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日)の一環として、関係機関と連携した取り組みを行う。岐阜県青少年対策本部が岐阜市内で実施する街頭啓発活動においては、啓発物資を配布する。

(2) 青少年の社会的自立支援対策の推進

いわゆるニートと呼ばれる若年無業者の社会的自立支援に関して、関係機関と連携した取り組みを行う。岐阜県青少年対策本部が岐阜市内で実施する街頭啓発活動においては、ニート状態にある若者を支援する機関である「岐阜県若者サポートステーション」(ぎふサポ)の周知を図るリーフレットを配布するとともに、「ぎふサポ」のスタッフ及び支援対象者も活動に参加する。

(3) 未成年者喫煙防止対策の推進

未成年者喫煙防止を推進するため、日本たばこ産業(株)及び岐阜県たばこ販売協同組合連合会と連携した取り組みを行う。岐阜県青少年対策本部が岐阜市内で実施する街頭啓発活動においては、啓発物資を配布する。

(4) 少年の主張岐阜県大会の推進

- ①6、7月中における、各市町村主催の「少年の主張大会」を推進する。
- ②8月6日(金)美濃加茂市文化会館で開催される少年の主張岐阜県大会「私の主張2010」を、社団法人 岐阜県青少年県民育成会議と共催する。